

路面下空洞調査業務委託総合評価落札方式（簡易型）試行要領

制定 令和3年10月1日 3道維第254号
最終改定 令和7年10月2日 7道維第116号

第1条 目的

本要領は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、路面下空洞調査業務委託に関する入札を総合評価落札方式（簡易型）による一般競争入札（WTO対象業務を除く。以下同じ。）（以下、「総合評価落札方式（簡易型）」という。）により実施する場合の事務処理について必要な事項を定める。

第2条 対象となる業務

本要領は、次に定める建設関連業務委託に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- （1）企業の技術力（企業と配置予定技術者の経験及び能力等）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる業務
- （2）長崎県財務規則第2条第6号に規定する者（以下、「契約担任者」という。）が、本要領に基づき執行することが妥当と認められる業務

第3条 路面下空洞調査業務委託総合評価落札方式（簡易型）の評価方式

路面下空洞調査業務委託総合評価落札方式（簡易型）は、「実施要項」第2条第9号に規定する事前審査型入札に基づき行い、評価方式は、事後評価タイプ（入札参加者から、入札書と同時に「技術力等」の評価に係る資料の提出を求め、開札後に競争参加資格の審査及び「技術力等」の評価を行う方式）とする。

第4条 学識経験を有する者の意見の聴取

- （1）「契約担任者」は、「総合評価落札方式（簡易型）」による入札を実施しようとする場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項に関する事項、その他必要な事項に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。なお、この場合、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- （2）「契約担任者」は、「総合評価落札方式（簡易型）」による入札を実施しようとする場合は、事前に「実施対象業務の適否」及び「落札者決定基準」について様式8号（業務概要書）及び様式9号（総合評価落札方式による「加算点配点基準」調書）並びに、路面下空洞調査業務委託制限付一般競争入札実施要綱（令和3年10月1日3道維第253号）（以下、「実施要綱」という。）第4条に規定する競争参加資格設定調書を「実施要綱」第2条（5）に定める競争参加資格委員会（以下、「競争参加資格委員会」という。）で審査を受けるものとする。
- （3）「契約担任者」は、前号の審査後、速やかに長崎県総合評価審査委員会設置要領（平成19年1月19日18監第469号）に基づき設置された長崎県総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に、「実施対象業務の適否」及び「落札者決定基準」については様式8号及び様式9号により意見を聴取しなければならない。

第5条 入札公告

「契約担任者」は、「総合評価落札方式（簡易型）」による入札を実施しようとする場合、「実施要綱」の規定に基づき、ア～キを公告する。

ア 「総合評価落札方式（簡易型）」による旨

イ 価格以外の評価点の評価項目、配点及び評価基準に関すること

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

エ 「技術資料等」を提出することとし、一部でも欠いた者が行った入札は無効となる旨

オ 長崎県建設関連業務委託低入札価格調査制度試行要領（令和2年9月30日2建企第363号）（以下、「低入札要領」という。）に基づく調査は、「低入札要領」第3条に規定する低入札調査基準価格を下回った入札者（以下、「低入札調査対象者」という。）のうち、開札後の審査の結果、落札決定者になりえる者を対象とする旨

カ 競争参加資格がないと認められた者又は入札に参加した者で落札者とされなかった者については長崎県建設関連業務委託苦情処理手続要綱（平成22年3月25日21建企第735号）に基づき申立てができる旨

キ その他総合評価に関する事項

第6条 競争参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は（以下、「入札参加希望者」という。）「実施要綱」第7条第1項に規定する競争参加資格確認申請書（様式第2号。以下「申請書等」という。）を、公告日の翌日から起算して7日以内（休日を除く）に、入札公告に記載された提出期限内に持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出期限内必着。）しなければならない。ただし、第20条に規定する特例を適用する場合は、この限りではない。

第7条 技術資料等の提出

「入札参加希望者」は、入札書と同時に、持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期限内必着。）により以下に示す「技術資料等」のうち、入札公告において指定するものを提出するものとし、その提出方法、部数は、入札公告において指定するものとする。

- （1）様式1号：技術資料（企業・配置予定管理技術者の経験及び能力、企業の技術力）
 - （2）様式2号：技術資料（企業の同種業務実績表）
 - （3）様式3号：技術資料（県内における企業の同種業務実績表）
 - （4）様式4号：技術資料（企業の業務成績評定一覧表）
 - （5）様式5号：技術資料（配置予定管理技術者の経験及び能力）
 - （6）様式6号：技術資料（配置予定技術者の同種業務実績）
 - （7）様式7号：技術資料（同種業務の入札実績）
 - （8）その他競争参加資格委員会が必要と認めるもの。
- 2 「技術資料等」及び添付書類の作成に要する費用は、「入札参加希望者」の負担とし、これらの書類は返却しないものとする。この場合において、「技術資料等」及び添付書類の内容を公表、又は無断で他の用途に使用してはならない。
- 3 提出期限内に「技術資料等」を提出しなかった者が行った入札は、無効とする。
- 4 「技術資料等」の提出期限後は、既に提出された「技術資料等」の訂正、差し替え及び再提出は認めないものとする。
- 5 配置予定管理技術者の変更は認めないものとする。
- 6 「技術資料等」及び添付書類の諸様式の配布期間、配布場所及び配布方法は、入札公告に明示するものとする。

第8条 現場説明会

行わない。

第9条 競争参加資格及び企業の技術力の審査方法

競争参加資格及び企業の技術力の審査は、開札後に行うものとし、入札価格と入札参加者の自己審査点で算出された評価値が最も高い者の審査を行い、その結果、競争参加資格を有し、評価値が最も高い者であると判断された場合は、他の入札参加者の審査は行わないものとする。

- 2 各評価項目の自己審査点に誤りがあった場合は、以下のとおりとする。
 - ・自己審査点が「技術資料等」の審査結果より過大である場合は、「技術資料等」の評価点数を採用する。
 - ・自己審査点が「技術資料等」の審査結果より過小である場合は、自己審査点の評価点数を採用する。
- 3 入札価格と入札参加者の自己審査点等で算出された評価値が最も高い者が、競争参加資格を有しない場合又は自己審査点に誤りがある場合、低入札調査における無効、辞退により、評価値が最も高い者ではないと判断された場合は、その者の次に評価値の高い者の審査を行うものとする。

第10条 競争参加資格の確認

「契約担任者」は、開札後速やか（原則開札後3日以内）に、「実施要綱」第10条に規定する競争参加資格確認申請書一覧表（様式第7号）を作成し、「競争参加資格委員会」に提出しなければならない。

- 2 前条の審査において、競争参加資格を有しない者には、「実施要綱」第17条第2項に規定する競争参加資格要件不適格通知書（様式第10号）により通知する。

第11条 企業・配置予定管理技術者の経験及び能力・企業の技術力の審査

「契約担任者」は、入札参加者について、開札後速やか（原則開札後3日以内）に、技術資料（企業・配置予定管理技術者の経験及び能力、企業の技術力）評価集計表（様式10号）及び評価値算定表（様式第11号）を作成し、「競争参加資格委員会」で審査を受けるものとする。

第12条 入札

入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号第7条2）に定める様式4号及び様式5号を提出するものとする。

- 2 入札参加者は価格及び価格以外の要素をもって入札するものとし、「技術資料等」提出時に、本技術資料をもって入札に参加する旨の誓約（様式1号）を行うものとする。

第13条 入札の無効

「技術資料等」の提出を一部でも欠いた者、重大な誤記記載があった者、技術提案が不適切な者及び「技術資料等」に虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった者の入札は無効とする。

第14条 低入札調査の実施

本要領に定める入札においては、著しく低い価格により契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるか否かについて、「低入札要領」に基づく調査を実施し、調査の結果、順位に変動が無い確認するものとする。

第15条 開札

入札執行者は、開札後、入札が不調になった場合を除き、「保留」を宣言し、次に掲げる内容を告知して入札を終了するものとする。

ア 全入札参加者の業者名及び応札金額

イ 予定価格の範囲内の者について、総合評価を実施する旨

ウ 予定価格及び低入札要領第3条の規定に基づく低入札調査基準価格

エ 「低入札要領」第4条の規定に基づく「低入札調査対象者の全員」のうち、落札決定者になりえる者に、「低入札要領」第6条の規定に基づく調査資料の提出の旨（資料の提出の通知を受けた日の翌日から3日以内（休日除く））

オ その他必要な事項

- 2 入札執行者は、開札後、競争参加資格委員会の審査後速やかに、落札者の決定を行うものとする。ただし、談合情報があった場合、入札結果に不自然さがあった場合、くじ引きを実

施する場合等、落札者の決定を直ちに行うことができない場合を除く。

第16条 落札者の決定

「契約担任者」は、第6条の規定に基づき入札参加者の総合評価を行い、落札者を決定するものとする。

2 「低入札調査対象者」があった場合、「契約担任者」は「低入札要領」第6条の規定に基づき調査を実施し、「低入札調査対象者の全員」のうち、落札決定者になりえる者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認める者及び「低入札調査対象者」以外の予定価格の範囲内にある者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするものとする。

3 「低入札調査対象者の全員」のうち、落札決定者になりえる者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、その者の行った入札は無効とする。

4 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときで、くじ引きにより落札者を決定する場合は、以下のとおりとする。

(1) 「電子入札対象業務委託」の場合は、電子入札システムにより入札参加者に付与されたくじ番号を使用し、以下の方法で落札者を決定する。

①くじ対象者について、初回時の設計図書ダウンロード日時により順位をつける。

②次の計算式により「余り」を求める。

くじ対象者のくじ番号の合計／くじ対象者数＝〇〇余り△

③余り△に“1”を加算した数が、①の提出順位と同じであるくじ対象者が落札者となる。

④「くじ引きの結果について」（様式15号）を作成する。

(2) 「電子入札対象業務委託」以外の場合は、くじ引きの開催について、以下の事項を入札参加者に通知し、くじ引きを行うものとする。

①「くじの実施について（通知）」（様式13号）

②「FAX送信票兼受領書」（様式14号）

③「建設関連業務委託の入札結果等の公表について（令和2年9月30日付2建企第365号改正通知）」（以下「入札結果等の公表について」という。）に定める入札結果一覧表（別紙様式1-2）及び「総合評価落札方式評価表」（様式20号）に【落札決定前】と記載したもの。

第17条 落札者がいない場合の取扱い

落札者がいない場合は入札不落とし、当該入札にかかる設計書は廃工とする。なお、入札不調及び入札不落の場合は入札結果を公表しないものとする。

第18条 落札者決定の通知

「契約担任者」は、落札者が決定した場合は、「実施要綱」第18条に規定する「落札者決定通知書」（様式8号）を落札者に通知しなければならない。また、落札者以外については「実施要綱」第18条に規定する「落札決定の通知について」（様式9号）を通知しなければならない。

第19条 入札結果の公表

落札者決定の通知をした場合は、「建設関連業務委託の入札結果等の公表について」（令和2年9月30日付2建企第365号改正通知）に定める入札結果一覧表（別紙様式1-2）及び総合評価落札方式評価表（様式12号）により長崎県ホームページで公表することとする。

第20条 秘密の保持

この要領に基づき申請者から提出された「技術資料等」は、総合評価に関する審査結果を除き、

公表しないものとする。

第21条 提出期限等の特例

競争参加資格委員会は、次に掲げる条件に該当する場合、対象業務に係る「技術資料等」の提出期限を短縮、又は延長することができるものとする。

- (1) 緊急性が高く、早期の履行を要する場合
- (2) 高度な技術力を要するため審査手続に時間を要する場合
- (3) その他正当な理由がある場合

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。(令和3年10月1日 3道維第254号)

この要領は、令和4年9月27日から施行する。(令和4年9月27日 4道維第215号)

この要領は、令和5年9月19日から施行する。(令和5年9月19日 5道維第144号)

この要領は、令和6年10月15日から施行する。(令和6年10月15日 6道維第149号)

この要領は、令和7年10月2日から施行する。(令和7年10月2日 7道維第116号)